

(平成21年3月18日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	23 件
国民年金関係	19 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	56 件
国民年金関係	28 件
厚生年金関係	28 件

埼玉国民年金 事案 1701

第1 委員会の結論

申立人は、昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月から61年3月まで
国民年金保険料の納付記録について、社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答があった。未納とされた保険料をまとめて納付したことを覚えており、当該期間のみ未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後、A市から未納の期間をさかのぼって納付すれば、将来年金を多く受給できるとの説明を受けたため、将来のことを考え、未納となっている期間を市役所で一括して納付したと記憶しているところ、A市役所では、市役所の窓口で過年度納付を含め、保険料を収納していたことが確認できる。

また、国民年金の国民年金手帳記号番号は、記号番号払出簿から昭和61年1月に払い出されていることや、申立人が、国民年金に加入した59年9月から60年3月の保険料が、過年度納付で納付済みとなっていることが確認できることから、申立期間の保険料についても、納付したものと考えるのが自然である。

さらに、申立人は、未納となっている保険料をまとめて納付したので、金額が大きく、その後の生活が大変だったことを覚えており、その主張に不自然さは見られない。

加えて、夫が国民年金に加入した平成元年3月以降は、夫婦とも全て納付しており、平成11年度以降の保険料は、夫とともに前納するなど、納付意識が高い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から44年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、同期間の国民年金保険料については、部落の集金人に夫の保険料と一緒に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立人及びその夫の国民年金手帳により、昭和45年度の国民年金印紙検認記録欄に押印されている検認の日付けが夫婦同一であることが確認できることから、国民年金保険料は夫婦一緒に納付していたものと認められるところ、申立人の夫は42年4月から44年3月までの期間を過年度納付していることが、A町（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿で確認でき、かつ、申立人も特殊台帳の記録に基づいて、平成20年8月19日に昭和44年4月から45年3月までの期間について納付済と訂正されていることから、申立人はその夫と同様に、42年4月から44年3月までの期間を過年度納付したことが推認される。

一方、申立人は、昭和38年4月から42年3月までの期間の国民年金保険料をA町の集金人に納付したはずであると主張しているが、保険料を納付したことを確認できる資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、一緒に保険料を納付したという申立人の夫の保険料も未納である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和42年4月から44年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 12 月から 40 年 3 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間の国民年金保険料は、会社を退職した後自分で加入手続をして保険料を納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、国民年金に加入し、申立期間を除いて未納期間は無く、60 歳までの国民年金保険料を完納し、申立人の夫も 396 か月の保険料を納付し満額の老齢基礎年金を受給しており、国民年金制度についての理解は深かったものと認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は夫婦連番で、昭和 40 年 7 月ごろ払い出されていることから、申立期間の国民年金保険料は過年度納付となるが、当時、A 区役所では手書きの納付書を発行し、金融機関で納付するよう指導していたことが確認できる上、申立人の昭和 39 年 12 月から 40 年 2 月までの期間は、行政側の記録では強制加入となっており、申立期間の保険料を納付することは可能であったことから、申立期間について過年度納付したものと推認できる。

さらに、申立人は、古い国民年金手帳を廃棄する際に、納付記録をすべて調査し未納期間は無いことを確認したとしており、その記憶の信憑性^{しんぴようせい}は高いと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 1 月から同年 3 月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、同期間前後の国民年金保険料は納付済みであり、申立期間についても必ず納付しているはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 6 月に国民年金に任意加入し、申立期間を除いて未納期間は無く、A市の被保険者名簿で、昭和 48 年度の国民年金保険料を、48 年 6 月 29 日に一括納付し、その後、保険料が改定された 49 年 1 月から 3 月までの期間について、同年 1 月 14 日付けで几帳面に差額納付していることが確認できる上、申立人の所持する国民年金手帳により、平成 8 年 2 月に夫の転職に伴う第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更を遅滞なく行っていることが記録されており、申立人の国民年金制度についての理解は高かったものと認められる。

また、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである上、当時、生活環境に大きな変化は認められないことから、申立期間のみ未納となっているのは不自然である。

さらに、申立期間は 3 か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月及び同年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年11月及び同年12月

昭和44年1月に会社を辞め、当初は国民年金に加入していなかったが49年4月から保険料を納め始めた。申立期間前後は納付済みなのに2か月分だけが未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

昭和49年度の国民年金保険料額は、年度途中の昭和50年1月に月額900円から1,100円に改定されているが、申立人は、A市（現在は、B市）の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の記録により、50年1月から同年3月分の保険料について、改定された保険料の差額を納付したことが確認できることから、49年度分の保険料を49年12月以前に一括納付していたものと推認されるとともに、申立期間直前の50年4月から同年9月までの保険料は51年7月に過年度納付されていることが確認できることから、申立期間のみを納付しなかったとすることは不自然である。

また、申立人は、国民年金に加入した昭和49年度以降は、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付しており、かつ、申立期間は2か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 7 月から同年 9 月まで

A 社会保険事務所に昭和 41 年 7 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答があった。領収日が 42 年 5 月 30 日付けの郵便局で納付した領収証書があり、申立期間の保険料もその時に納付したはずである。申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する B 社会保険事務所長が昭和 61 年 5 月 22 日に発行した国民年金保険料納付済証明書には、申立期間は納付済期間とされている。

また、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料の領収証書を所持していると申立てているところ、事実、申立人は昭和 42 年 5 月 30 日付けの C 郵便局の受付印が押印されている申立人宛ての領収証書を所持しており、納付期間は申立期間を含む 41 年 7 月から 42 年 12 月までの 1 年 6 か月分と推認できる。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人の申立期間の納付記録は平成 20 年 8 月 8 日に取消し処理されているが、これはコンピュータへのデータ移行時の処理の誤りにより生じたものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から48年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年7月から48年3月まで
② 昭和52年1月から同年3月まで

A社会保険事務所に昭和47年7月から48年3月までの期間及び52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答があった。47年7月から48年3月までの期間については、47年6月までの期間及び48年4月以降の期間は納付済みになっているのでこの期間のみ未納は考えられない。52年1月から同年3月までの期間は、一緒に納付していた妻は納付済みになっている。未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間は、9か月及び3か月とそれぞれ短期間であるとともに、申立人は申立期間以後に未納は無い上、平成7年5月から11年2月までの期間は付加保険料を納付しており、年金に関する意識が高いと認められる。
- 2 申立期間①については、その妻が申立期間当時B駅近くの会社に勤務していたので、妻に依頼して会社の近所にある金融機関で納付書により国民年金保険料を納付してもらっていたとの申立人の主張は具体的で、かつ、明確である。

また、申立期間の前後の期間は納付済みであり、特に申立期間直後の昭和48年度の国民年金保険料を前納しているのに、申立期間をあえ

て納付していなかったとするのは不自然である。

- 3 申立期間②については、その妻がパートで勤務していたC市内の銀行で、妻が納付書により夫婦一緒に国民年金保険料を納付していたとの申立人の主張は具体的で不自然さは無い。

また、申立期間の前後の期間は納付済みであり、一緒に納付していたとするその妻は申立期間が納付済みになっており、申立人の申立人期間のみが未納とされていることは不自然である。

- 4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年12月から50年3月まで

A社会保険事務所に昭和49年12月から50年3月までの国民年金保険料の納付記録について照会申出書を提出したところ、納付の事実が確認できなかったとの回答があった。51年8月ごろに加入手続をした際にさかのぼって納めた記憶がある。未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間以後未納は無い上、平成7年5月から11年4月までの期間は付加保険料を納付しており、かつ、11年5月から16年2月までの期間は国民年金基金に加入しており、年金に関する意識が高いと認められる。

また、社会保険庁の国民年金被保険者台帳により、申立人の国民年金手帳が昭和51年8月31日に交付されていること、及び50年度の国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できることから、過年度納付が可能な申立期間について納付しなかったとするのは不自然である。

さらに、申立期間は4か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から49年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から49年2月まで
親に国民年金加入の手続きをしてもらい、保険料も町の納税組合を通じ、3か月ごとに家族の保険料とともに、納付してもらっていたので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親に家族の国民年金保険料とともに申立期間の保険料を納付してもらったと申し立てており、事実、申立期間当時同居していたその両親及び姉の納付記録は納付済みとなっているところ、申立人のみ納付記録が無いのは不自然であり、かつ、保険料を納付していたとする両親には、国民年金加入期間に未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人から提出された申立人及びその母親の昭和44年及び46年から50年までの6年分の給与所得者の保険料控除申告書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿の社会保険料控除欄に記載されている国民年金保険料額は、いずれも当時の保険料額と一致しており、保険料を納付していたことが推認できる。

さらに、申立人の姉の昭和39年5月から40年3月までの国民年金保険料の未納記録が平成19年11月に納付済みに訂正されていることから、申立期間当時、行政側の記録管理に不適切な取扱いがあった可能性も否定できない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から50年3月まで

私は、昭和50年ごろに、市役所で今なら過去にさかのぼって保険料を納めることができると聞き、夫婦で国民年金に加入し、窓口の職員と相談してそれぞれ30歳ごろからの保険料を分割して納めたはずなので、申立期間の保険料が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、特例納付実施期間中の昭和50年ごろに夫婦で国民年金に加入した際、それぞれ30歳時にまでさかのぼって保険料を納付したと主張しているところ、事実、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は手帳記号番号払出簿により50年8月下旬に連番で払い出されていることが確認できる上、その夫については社会保険庁の納付記録により30歳時からではないものの、申立期間の保険料が特例納付及び過年度納付されていることが確認できることから、申立人のみ申立期間の保険料が未納となっているのは不自然であり、かつ、申立人及びその夫は、その後、申請免除期間の昭和58年度を除き、63年6月までは国民年金保険料をすべて納付していることから、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、夫婦の国民年金加入手続や保険料納付を行ったとする申立人は、「今なら過去にさかのぼって保険料を納めることができると聞いたものの、全期間の保険料はとても納められなかったので、市の職員に相談したところ、55歳までに年金受給に必要な25年の納付期間は満たしておいた方がよいと言われ、夫婦共30歳になった年度からの保険料を分割して

納めることにし、市の職員が作成してくれた納付計画表に従って、毎月1万円から1万5,000円程度を1年近くかけて納付した。現年度分の領収書とは別に、さかのぼって納付した際に受け取った薄い縦長の領収書を自分の分は4から5枚、夫の分は10枚ほど、それぞれ国民年金手帳にのり付けしておいたのを覚えている」と、当時のことを鮮明に記憶している上、申立人が分割して納付したとする10数万円は、手帳記号番号の払出しがあった時点で夫婦が共に30歳到達年度からの保険料をさかのぼって納付するのに必要な額11万5,800円（申立人分3万900円、夫分8万4,900円）とおおむね一致することから、申立内容は信憑性^{びょう}が高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 7 月まで

申立期間の国民年金保険料について、納付記録では未納となっているとの回答を得たが、妻が保険料を納付しており未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間にかかる国民年金保険料の納付方法について、A 区役所から集金人が来ていたとしているところ、A 区報によると申立期間当時、区役所の出張検認係が保険料を徴収していた旨の記載があり、申立人の主張は基本的に信用できる。

また、申立人が、申立期間当時納付したとしている国民年金保険料額は、実際の保険料額と一致する。

さらに、申立期間は 4 か月と短期間である上、申立人は申立期間当時、電気工として働いていて月に 1 万円強の収入があったとしており、納付を阻害する経済的要因はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 1 月から同年 3 月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 9 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 1 月から同年 3 月まで

申立期間の国民年金付加保険料については、A 市役所（現在は、B 市）で定額保険料と共に納付しており、また、昭和 60 年分の源泉徴収簿にも申立期間の付加保険料を含む国民年金保険料額が記載されているので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金付加保険料について、A 市役所で定額保険料と共に納付したとしているところ、社会保険庁の納付記録では、申立期間の前後において、定額保険料及び付加保険料が納付されており、申立期間の定額保険料も納付されていることから、当該期間の付加保険料のみ未納であるのは不自然である。

また、申立人の申立期間を含む昭和 60 年分の源泉徴収簿（写し）の申告による社会保険料控除額欄には、国民年金保険料として 1 年分の定額保険料と付加保険料の合計額が記載されていることから、申立期間の付加保険料が納付されていたものと推認できる。

さらに、申立人は、昭和 42 年 3 月の国民年金加入以後、申立期間の付加保険料を除き保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年6月から3年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年6月から3年4月まで

納税組合の集金人の勧めで、平成4年5月に過去2年分の国民年金保険料を夫婦共に納付した際に申立期間の保険料も納付したが、妻の納付記録はあるのに自分の納付記録が無い。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年5月に申立期間を含む過去2年分の国民年金保険料をA市の納税組合の集金人に夫婦共に納付したとしているところ、A市では、申立期間当時、納税組合が国民年金保険料の集金をしていた事実が確認できる上、申立人の妻は申立期間の保険料が納付済みとなっており、申立期間を除く他の期間については、申立人夫婦の保険料納付状況が一致していることから、その申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間は、11か月と短期間であり、申立人の経営する会社からの役員報酬も申立期間の保険料を納付する直前に倍増したということから、申立期間の保険料を未納とする経済的事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から40年2月までの期間及び41年12月から47年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年10月から40年2月まで
② 昭和41年12月から47年11月まで

昭和50年1月ころにA区役所から夫婦二人分の未納の保険料を一括で納付するよう勧められ、夫と相談して同年1月から3月ころに申立期間を含む夫婦二人分の未納の保険料約20万円を最寄りの郵便局で納付した。申立期間について、夫は納付済みとなっているのに自分が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年1月から同年3月ころ、申立期間を含む未納の国民年金保険料を夫の分と合わせて納付したとしているところ、社会保険庁の記録によれば、申立人及びその夫は、第2回特例納付により未納の保険料を納付しており、申立人と夫の任意加入期間を除く未納期間を特例納付した場合の保険料額は合計で18万9,000円となり、約20万円を一括納付したとする申立人の主張に不自然さはみられない。

また、社会保険庁の記録によると、申立人は申立期間より以前の昭和36年度分及び申立期間後の47年12月から48年3月までの保険料を第2回特例納付にて納付していることから、両期間の間にある申立期間を未納のままとするのは不自然である。

さらに、第2回特例納付の実績を記録した「法附則18条納付者リスト」には、申立人の昭和47年12月から48年3月までの特例納付の実績は記録されておらず、申立人の夫の特例納付の実績についても、記録されていないことから、行政側の記録管理に瑕疵が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から44年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで

申立期間①について、昭和36年4月ごろ、A区役所の指導のもとに夫が私の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしたと記憶している。

申立期間②について、当時の取引先であったB銀行C支店の行員に納付書と現金を渡して納付してきた。商売をしてきたから、請求書や納付書などにはきちっと対応してきた。

申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、送付されてきた国民年金保険料の納付書に保険料を添え、出入りしていたB銀行C支店の行員に渡して納付し、商売の信用上から請求書や納付書などについては確実に処理してきたと主張しているところ、A区では昭和45年度から納付書による保険料の徴収を開始していることが確認できることから、申立人の主張に^{しんぴようせい}信憑性が認められる。

また、申立人は申立期間②以降の国民年金保険料の未納が無い上、申立期間前後の経済状況に大きな変化が無く、申立期間前後の保険料が納付されており、かつ、昭和44年度の前期6か月間を納付しているにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは不自然である。

2 申立期間①について、申立人は、申立人の夫がA区役所において国民年金加入の手続をし、保険料の納付をしてきたと主張するところ、申立

人の国民年金手帳記号番号が昭和 36 年 2 月 26 日に申立人の旧姓にて払出されており、かつ、申立人は当時 D 区に居住していたことから、A 区役所にて加入手続することは不可能である上、申立人の夫は、申立人の国民年金加入手続及び保険料納付をした記憶が無いとしている。

また、申立人及びその夫は納付したとする保険料額及び納付方法等についての記憶が無い上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書、預金通帳等)が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 45 年 10 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間、57年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から42年3月まで
② 昭和48年7月から50年3月まで
③ 昭和57年2月及び同年3月

申立期間①については、A市役所の職員に国民年金に加入するよう勧められ、夫と一緒に加入手続を行い、資格取得日までの国民年金保険料をさかのぼって納付した。夫婦同時に加入しているにもかかわらず、資格取得日が1年間ずれていることはおかしい。

申立期間②については、A市職員の集金により納付していた。

申立期間③については、夫の保険料と一緒にA市役所で納付していた。

未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、その夫と共に国民年金に加入し、申立期間①を含む昭和41年4月以降の保険料を一緒に納付したとしているところ、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号は、44年7月3日に連番で払い出されており、夫は、申立期間①の当初の41年4月1日が資格取得日となり、同期間の保険料が納付済みとなっているにもかかわらず、申立人の資格取得日が申立期間①後の42年4月1日となり同期間の保険料が未納となっているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金の加入手続時に夫婦二人分の保険料として、1万円から2万円の金額を納付したとしており、その金額は、申立期間①を含む昭和41年4月以降の夫婦二人分の保険料を納付した場

合の保険料額とおおむね一致する。

さらに、申立期間①は本来時効により保険料を納付することができない期間であるが、夫の同期間の保険料は納付済みであることから、一緒に納付していた申立人も申立期間①の保険料を納付することは可能であったと考えられる。

2 申立期間②の国民年金保険料について、申立人は、A市職員の訪問集金により納付したとしているが、同市では、申立期間より以前の昭和45年4月に保険料の納付方式が印紙検認方式から納付書方式に切り替わっており、申立期間当時は、既に市職員による集金は行われておらず、申立人の記憶と相違していることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

3 申立期間③については、2か月と短期間である上、その前後の期間の国民年金保険料は納付済みであり、また、一緒に納付していた夫の同期間の保険料は納付済みであることから、申立人の申立期間③の保険料が未納となっているのは不自然である。

4 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から42年3月までの期間、57年2月及び同年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年7月から39年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年7月から39年11月まで

昭和36年ころA市役所で国民年金の加入手続をした。その後、故郷のB市に帰ったが、母親から国民年金保険料を納め続けるよう言われ、続けて保険料を納付していたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年ころA市役所で国民年金に加入し、36年7月にB市に帰郷した後も母親の勧めで国民年金保険料を続けて納付したとすると、申立人は、国民年金制度が始まった36年4月からB市に帰郷する直前の同年6月まで国民年金保険料を納付済みであること、申立人は、その母親から国民年金保険料を続けて納付するよう勧められた時の様子を具体的に記憶していること、B市では申立人の国民年金手帳記号番号及び氏名を記した索引簿が保存されており、申立人が転居後のB市で国民年金の手続を行ったことがうかがわれること、申立人が納付したとする国民年金保険料額は当時の保険料額と一致していることなどから、申立内容に信憑性が認められる。

また、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識は高かったものと認められる。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 7 月から 39 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月から 39 年 3 月まで

申立期間のころは近所の人が交代で国民年金保険料の集金に来ており、妻が保険料を納付していた。近所の人が集金しているので、国民年金保険料を納付しないことは考えられない。また、当時の収入からみても、保険料を納付できないことは無く、申立期間が免除となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のころは近所の人が交代で国民年金保険料の集金に来ており、申立人の妻が保険料を納付していたとしているところ、申立人及びその妻の国民年金手帳記号番号は昭和 36 年 3 月に夫婦連番で払い出されており、夫婦で一緒に納付する意志があったことがうかがえることから、申立期間について申立人の妻は納付済みとなっているのに、申立人が免除となっているのは不自然である。

また、申立人は、国民年金制度発足当初の昭和 36 年 4 月から国民年金保険料を納付しており、申立期間以外は 60 歳になるまですべて保険料を納付済みであることから、保険料納付意識が高かったものと認められる。

さらに、申立人は申立期間後の昭和 40 年 1 月に自宅を新築するため農地転用許可申請を行っていることなどから、申立期間前後において経済的理由から保険料を納付できない事情はみられない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで

昭和36年10月ころ両親と一緒に国民年金に加入し、父親が同年4月からの国民年金保険料を私と母親の分と一緒に、集金に来ていた自治会長を通じて納付していた。その後、昭和39年9月にA市役所に就職したが、それまで実家の農業を手伝っており、父親が家族3人の保険料を納付していたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年10月ころ、その両親と一緒に国民年金に加入し、申立人の父親が同年4月からの申立人と両親の分の国民年金保険料を集金に来ていた自治会長を通じて納付したとするところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年10月13日に申立人の両親と連番で払い出されており、申立人と一緒に国民年金保険料を納付したとするその両親は、国民年金制度が開始された同年4月から保険料の納付を始め、申立期間は納付済みとなっており、申立内容は基本的に信用できる。

また、A市では、市内の自治会長を年金委員に任命して国民年金保険料の集金を委託していたことが確認でき、申立人の友人(中学校の先輩)は、申立人が住む地区の自治会長が申立人及び申立人の両親の保険料を集金していたことを証言しているほか、当時の自治会長の長女も、自治会で保険料を集金していたことを証言している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日を昭和41年11月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月31日から同年11月1日まで
B社会保険事務所の記録では、昭和41年10月31日資格喪失、同年11月1日に資格取得となっていて、1日の空白期間があるが、その間も継続して勤務していた。同じ会社内で部署の異動はあったものの、1つの会社を退職し、別会社に勤務したという記憶はなく継続して勤務していたため、申立期間を厚生年金保険の被保険者であったとして認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が部署の異動に係る資格喪失日の相違と申し立てしているところ、A株式会社からC事務所への同一代表者かつ同一住所の事務所間異動であることから、申立期間における勤務の継続性、一体性が推認される。

また、社会保険事務所の被保険者原票照会回答票及び雇用保険の離職日は、共に昭和41年10月30日となっているが、休日である同日を離職日とし、同年11月1日を資格取得日とした届け出は不自然であり、事業主も申立どおりの届出を行っていないこと、保険料を納付していないこと及び当時の手続（届出）に誤りがあったことを認めていることから、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の昭和41

年9月の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

さらに、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付していないとしており、誤った届出をしたことも認めていることから、事業主が昭和41年10月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったもの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和46年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月30日から同年5月1日まで

申立期間は、A株式会社（以下「A」という。）に勤務していた。当時の給与明細書は捨ててしまったが、4月分の厚生年金保険料は給与から控除されていたと思う。同会社の人事記録では、昭和46年4月30日付で退職となっているので、厚生年金保険の資格喪失は同年5月1日が正しいはずである。

したがって、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された人事カード、社内告知、及び退職金算定表により、申立人のAの退職日は昭和46年4月30日であることが確認でき、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出について、社会保険事務所に誤った届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭

和 46 年 4 月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和45年12月26日に、資格喪失日に係る記録を48年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を45年12月から46年9月までは4万2,000円、同年10月から47年9月までは4万7,000円、同年10月から48年1月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年12月から48年2月ころまで

B地に本社があるA株式会社（以下「A」という。）がC市にあるD株式会社（以下「D」という。）内に作業所を設けE会からの発注で手帳などを製本していた。

社会保険事務所で調べてもらったら、同事業所に該当する厚生年金保険の記録が無いということで驚いている。調査のうえ、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年12月から48年2月ころまで、C市のDの敷地内にあったAの事業所に勤務したとしているところ、同事業所の責任者（工場長）は、同所の技術面において、申立人が必要不可欠な存在であったこと、申立人の給与から社会保険料を控除していたこと、事業主も申立てどおりの届出を行っていないこと、保険料を納付していないこと及び当時の手続に誤りがあったことを認めている。

また、社会保険事務所の記録により、申立人の厚生年金保険被保険者資格については、F株式会社において昭和45年12月26日喪失、有限会社Gにおいて48年2月5日取得となっていることが確認できること、申

立人はAを含む各事業所に間を空けずに勤務したとしており、Aの商業登記簿によると、申立てに係る同社の支店は同年1月31日に廃止となっている。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該事業所に昭和45年12月26日から48年1月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、同僚の標準報酬月額の推移から、昭和45年12月から46年9月までは4万2,000円（申立人とほぼ同年配で同輩の標準報酬月額の総和を人数で除した数値から算定）、同年10月から47年9月までは4万7,000円、同年10月から48年1月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、資格取得、喪失の届出及び保険料の納付を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和45年12月分から48年1月分までの保険料の納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年9月から同年12月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和44年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月1日から45年1月1日まで
上記期間について、A株式会社に勤務し社会保険に加入していた。

社会保険庁の調査では、厚生年金保険被保険者期間としての記録が無いとの回答を得たが、元上司にも確認したところ昭和43年4月から勤務しているとの証言を得た。調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の役員であった株式会社Bの事業主からの証言及び雇用保険の記録により、申立人が申立期間当時にA株式会社に勤務していたことが推認できるほか、昭和44年9月の給与明細書により、同年9月から同年12月までの厚生年金保険料をA株式会社の事業主により給与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間のうち、昭和43年4月1日から44年9月1日までの期間については、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当らない上、複数の同僚照会により、同社においては入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が個々に相違している状況がうかがえることから、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

また、昭和 44 年 9 月から同年 12 月までの標準報酬月額については、社会保険庁の昭和 45 年 1 月の記録から 3 万 3,000 円とするのが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 株式会社は廃業しており事業主も死亡していることから不明であり、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明かでない判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立どおりの被保険者資格の取得に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年度の6か月分の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年度のうち6か月分

平成3年4月から8年3月までの国民年金納付記録がないが、当時、事業を始めていた自分の事業所に市役所の職員が3人集金に来たので、分割で6か月分の国民年金保険料納付した記憶があり、未納扱いに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(領収書、家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、当初、A市役所の職員が3人で、督促・集金に来たので、2年分程度の国民年金保険料を数回に分割して納付したと申立てていたが、後に6か月分の納付書を置いていったのでその分を納付したと申立内容を変更するなど、主張に一貫性がない上、同市役所によると、国民年金保険料の納付勧奨には、1名乃至多くても2名で行うとしており、申立人の主張とは整合性がみられない。

さらに、申立人の国民年金保険料納付済期間は、合計でも12か月しかなく、申立期間の前後も未納であり、納付意欲が高いとは考えにくい。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

昭和57年4月から61年3月までの期間の国民年金保険料の納付記録が確認できなかったとの社会保険事務所の回答をもらった。また、昭和58年10月26日に任意加入被保険者の資格喪失手続を行ったという記録があるが、資格喪失の手続を行った記憶はなく、61年4月に第3号被保険者に種別変更するまでA市役所（現在は、B市役所。）で保険料を納付していた。申立期間が未納、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和57年4月から58年9月までの期間については、A市役所で国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立期間の国民年金保険料の納付額、納付方法等について明確な記憶が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付してきたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が存在しないことから、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和58年10月から61年3月までの期間については、任意加入の資格喪失手続を行ったことはないと主張しているが、申立人の所持する年金手帳には昭和58年10月26日に被保険者でなくなった日の記載があり、かつ、A市の国民年金被保険者名簿においても資格喪失年月日は58年10月26日と記載されており、行政との記録が一致していることから、申立人は、58年10月26日にA市役所に行き、任意加入の資格喪失手続を行ったものと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に

判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

埼玉国民年金 事案 1704

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間の国民年金保険料については、集落の集金人に夫婦一緒に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町(現在は、B市)の集金人に夫婦一緒に納付したはずであると主張しているが、A町の国民年金被保険者名簿で、昭和42年4月から44年3月までの期間を過年度納付していることが確認できることから、過年度納付をした昭和45年4月14日の時点では、過年度納付をした前の期間である申立期間も未納であったと考えるのが自然である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間については、一緒に保険料を納付したという申立人の妻も未納である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年2月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年2月から54年3月まで

昭和52年2月ごろに勤めていた会社が倒産し、このままでは厚生年金が無くなり老後に困ると思い、主人にも勧められたので53年2月ごろ、A市役所B支所へ行き国民年金の加入手続をして支所か銀行で2月分から保険料を納めた。

当時の保険料は1か月分が3,000円ぐらいだったと思う。間違いなく支払っていたので、未納になっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、昭和53年2月ごろA市役所B支所において国民年金加入手続をし、同支所の窓口か銀行で保険料を納付したと主張するが、国民年金手帳記号番号の払出しは、A市の国民年金番号払出簿の記録により、申立期間後の54年5月ごろであることが確認できる上、申立人は、申立人が勤務していた会社が倒産した時期を52年2月ごろと記憶しているにもかかわらず、実際に会社が全喪の手続をした53年2月ごろA市役所に赴いたとする等、申立人の記憶に錯誤がみられる。

また、申立期間は過年度納付によらなければ納付できない期間であるが、申立人は、過年度納付の手続を行い、過年度納付をした記憶はないとしており、国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年1月までの期間、38年12月から39年3月までの期間、46年6月から47年3月までの期間、49年1月から同年3月までの期間及び60年1月から62年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和7年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から37年1月まで
② 昭和38年12月から39年3月まで
③ 昭和46年6月から47年3月まで
④ 昭和49年1月から同年3月まで
⑤ 昭和60年1月から62年9月まで

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、母が保険料を管理して納付してくれた。

また、申立期間④及び⑤の国民年金保険料は自分自身で郵便局で納付した記憶がある。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③について申立人は、その母が申立人の国民年金保険料を管理して、その兄及びその義姉の保険料と一緒に納付してくれたと主張しているが、社会保険庁の記録によると、申立人は、その母の国民年金加入手続により、昭和35年10月ごろ払い出しの手帳記号番号が付与されていたにもかかわらず、申立期間②と③の間の39年4月から46年5月までの期間の保険料は、同じその母の加入手続により39年4月ごろ払い出された別の手帳記号番号で納付していることが確認できることから、申立人の主張には齟齬がみられる。

また、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していない上、その母はすでに他界しており、国民年金への加入状況及び保

険料の納付状況等が不明である。

- 2 申立期間④及び⑤について申立人は、自分自身で郵便局で国民年金保険料を納付したと主張しているが、具体的な納付郵便局名、納付金額等の記憶は無いとしている上、申立人が保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。
- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から37年1月までの期間、38年12月から39年4月までの期間、45年3月から46年6月までの期間、57年12月から60年3月までの期間及び60年7月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和2年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年10月から37年1月まで
② 昭和38年12月から39年4月まで
③ 昭和45年3月から46年6月まで
④ 昭和57年12月から60年3月まで
⑤ 昭和60年7月から61年3月まで

国民年金保険料は地区の班長が集金に来て、集金に来ない時には直接A町役場へ保険料を納付していた記憶がある。申立期間が未納とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②、③、④及び⑤について申立人は、地区の班長が自宅へ国民年金保険料を集金に来ていたと主張しているが、班長の氏名、納付金額及び納付時期等は分からないとしていることから、保険料の具体的な納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

また、申立期間①の全部及び申立期間②の一部については、特殊台帳により申立人の国民年金手帳が昭和41年3月に交付されていることが確認できることから、この時点では、時効により保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出された周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成6年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から平成6年10月まで
昭和36年4月の国民年金制度発足当初にA区役所のB出張所で国民年金の手続きをして、保険料を納付した記憶があります。加入状況、納付状況を調べてください。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年から40年ごろまで国民年金保険料をA区役所C出張所（当時はB事務所）で納付していたと主張しているが、C出張所では国民年金制度発足当初から国民年金保険料の取扱いは行っていなかったとの回答が得られている。

また、D市の国民年金被保険者名簿及び社会保険庁の国民年金被保険者記録による氏名検索結果でも申立人の記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

加えて申立期間は403か月と長期間であり、その妻も申立期間は未加入期間となっている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年1月から39年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年1月から39年10月まで
年金裁定請求手続を銀行の方に代理で行ってもらったときに、申立期間の国民年金保険料が未納となっていたことがわかった。申立期間は母が私の老後を心配して国民年金に加入手続をして、保険料を納付してくれたのだと思う。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してきたと主張しているが、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していない上、申立人は、その母が国民年金の加入手続をして保険料を納付してくれたことを母から聞いたことはないとしており、その母も既に死亡しているため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年3月1日に払い出されており、その時点では申立期間の国民年金保険料は時効により納付できない期間である上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集してきた関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年7月から57年3月までの期間及び60年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 大正14年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年7月から57年3月まで
② 昭和60年4月から同年8月まで

昭和38年に夫が私の国民年金の加入手続をしてくれ、それ以降60歳になるまで、夫婦二人分の国民年金保険料を、集金人を通じて納付してくれていたため、申立期間①及び②が未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が申立期間①及び②の夫婦二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況等が不明である。

また、社会保険庁の記録では、申立人の昭和57年4月から60年3月までは国民年金保険料の申請免除期間となっていることから、当該期間前後の期間の申立期間①及び②当時、保険料を納付する資力が必ずしも十分にあったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から56年1月までの期間及び平成13年2月から18年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和51年4月から56年1月まで
② 平成13年2月から18年2月まで

申立期間①の保険料は、昭和60年から61年までの間に、親から20万円を借り入れ、一括して追納した記憶があり、申立期間②の保険料は、平成13年2月に任意加入した際にもらった納付書を用いて、毎年度納付してきたので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和60年から61年までの間に、親から20万円を借り入れ、法定免除期間であった申立期間①の国民年金保険料を追納したと主張しているが、実際に必要な額は37万3,500円であることから、その金額は大きく異なり、申立内容は信憑性^{びょう}が高いとは考え難い。

2 また、申立期間②について、申立人は、60歳となった平成13年2月に、A社会保険事務所で任意加入した際に申立期間②に係る国民年金保険料の納付書を一括して受け取り、これを毎年度当初に1枚ずつ用いて、申立期間②の保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁及びB市の記録では、申立人が任意加入した形跡が確認できないことから、納付書が発行されたとは考え難い上、仮に任意加入していたとしても、社会保険事務所が6年度にわたる納付書を一括して発行できたとも考え難いことから、申立人が申立期間②の保険料を納付していたと推認すること

は困難である。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 8 月から同年 11 月までの期間、57 年 2 月から同年 10 月までの期間、平成元年 10 月及び 3 年 7 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 8 月から同年 11 月まで
② 昭和 57 年 2 月から同年 10 月まで
③ 平成元年 10 月
④ 平成 3 年 7 月

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、A 区役所で加入手続を行った後、B 銀行を通じて保険料を納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は不明であるものの、A 区役所で国民年金の加入手続を行った後、B 銀行を通じて、申立期間の保険料を納付したと主張しているが、社会保険庁の記録では、申立人が平成 11 年 3 月 9 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した際、昭和 56 年 8 月から同時点まで、年金制度に未加入であった期間を国民年金の被保険者期間とする処理が行われたことが確認できるため、申立期間①、②、③及び④当時には、国民年金保険料を納付することはできなかったと考えられる。

また、全申立期間について、申立人は、国民年金保険料の納付時期、納付方法及び保険料額について、定かでないとしている上、納付の事実を示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、納付をうかがわせる周辺事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間①、②、③及び④の保険料を納

付していたと推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から同年 8 月まで
国民年金保険料の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間の納付事実の確認ができないとの回答を受けたが、母親が A 村役場で、私の国民年金の加入手続をし保険料を納めていたと聞いていたので未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親に国民年金の加入手続をしてもらうとともに保険料を納付してもらったと主張しているが、申立期間当時、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたことは確認できず、国民年金に加入していたと考えることは困難である。

また、申立人の国民年金加入手続を行うとともに保険料を納付していたとするその母は故人であり、国民年金の加入及び納付状況は不明である上、保険料の納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から61年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、妻がA市役所（現在は、B市役所。）で納付しており、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、その妻がA市役所で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる加入時期は、昭和62年4月であり、この時点では、申立期間のうち56年4月から59年12月までは時効により納付できない期間となり、60年1月から61年3月までは過年度納付によりさかのぼって納付する期間となるが、さかのぼって納付した形跡はみられず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

また、申立人が所持していた昭和57年分から63年分の確定申告書の控えの社会保険料控除欄に記載された国民年金保険料額からは、申立期間の保険料を納付した形跡はうかがえず、他に申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年3月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年3月から46年3月まで

申立期間については、長男出産直後の昭和45年3月に会社を退職した後、国民年金に加入し保険料を納付したはずであり、未納とされているのは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、長男出産後の昭和45年3月に会社を退職し、その後、早い時期に国民年金に加入し申立期間の保険料を納付したとしているが、加入手続をした時期、保険料の納付場所、保険料額等の記憶が曖昧で、納付を示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無いことから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、申立期間以外にも未加入期間がある。

さらに、申立人は、昭和46年4月以降の保険料納付記録があり、その期間の保険料を納付した時期に申立期間の保険料をさかのぼって納付した可能性も考えられるが、申立人はさかのぼって納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年1月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年1月から42年3月まで
申立期間の国民年金保険料については、当時、家業店に出入りしていた郵便局職員を通じて、納付していたはずである。
申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時、勤務していた家業の店の社長であった母親が、店に出入りしていた郵便局職員を通じて国民年金に加入し、申立期間の国民年金保険料を納付したとしているが、母親は既に他界して国民年金の加入及び保険料納付に関する証言が得られず、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)も無いことから、国民年金の加入及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号から推定できる国民年金の加入時期は、昭和42年9月であり、その時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、それ以外の期間は過年度納付によりさかのぼって納付する必要があるが、そのような納付が行われた形跡はみられず、別の手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年8月から7年3月まで
平成19年7月に国民年金保険料の納付記録について照会申出をしたところ、4年8月から7年3月までの期間が確認できなかったと回答があった。この期間は学生としてA地で一人暮らしをしていたため支払能力がなく、6年10月の納付書の再発行後、B地の父に銀行振込をしてもらった。申立期間が未納とされることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった平成4年8月ころC市役所で国民年金の加入手続きをしたとしているが、C市によると申立人が同市において国民年金に加入した形跡は無いとしている上、申立人の国民年金手帳記号番号はC市ではなくD市において平成8年2月に払い出されたことが推認されることから、この時点において、申立期間のうち一部は時効により保険料を納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、実際に国民年金保険料を納付したとする父は既に他界しており、納付金額や納付場所が不明である上、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

さらに、申立期間が32か月と長期間であり、ほかにも未納期間が存在する。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から52年3月までの期間、53年4月から55年3月までの期間及び60年4月から平成4年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年10月から52年3月まで
② 昭和53年4月から55年3月まで
③ 昭和60年4月から平成4年10月まで

社会保険庁の記録では、①昭和49年10月から52年3月まで、②53年4月から55年3月まで、③60年4月から平成4年10月までのそれぞれの期間の国民年金保険料が未納となっているが、当該期間については、A市役所で税金と国民年金保険料を合わせて95万円前後の金額を納付した記憶があり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①、②及び③に係る国民年金保険料をA市役所の窓口において、平成4年10月ころに税金と一緒に納付したと主張しているが、当該納付日からすると申立期間①及び②については時効により納付することができず、申立期間③については、過年度納付により納付するとしても、昭和60年4月から平成2年8月までの保険料は納付することはできない。

また、申立人の申立期間①及び②の国民年金保険料の納付記録については、社会保険庁の特殊台帳、B市及びA市の国民年金被保険者名簿により、未納であることが確認でき、申立期間③については、社会保険庁のオンライン記録において未納であることが確認できる。

さらに、申立人の夫は、申立人が申立てる以前に申立期間③に一部重複する期間（平成2年4月から4年10月まで）の申立てを行っており、夫に対して当該申立てについての納付状況の説明を求めたところ、夫に代わ

り申立人自らが、「国民年金保険料は夫の分を納付しました。私の分は未納でいいと思っていました。」と証言していることから、申立期間③の納付が可能であった過年度納付期間及び現年度納付期間についても、納付していないものと考えられる。

加えて、申立人及び夫の申立て内容は、A市役所で税金と国民年金保険料を合わせて95万円を納付したとするものであり、国民年金保険料は約30万円であったと述べている。申立人の夫の申立期間に係る保険料を試算したところ、夫分として納付したとする保険料額にほぼ相当することから、申立人の申立期間に係る保険料額は当該証言の保険料額に含まれていないと推認できる。

その上、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料もなく、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年4月から59年7月までの国民年金保険料については、納付していたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和52年4月から59年7月まで
申立期間の当時、A市（現在のB市。）、C市に在住し、それぞれの市役所で国民年金保険料を前納で一括納付していたと記憶しており、この間の記録がないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、昭和52年4月ころにA市役所で国民年金の加入手続をし、54年から55年ころにC市に転居した際にも同市役所で国民年金の変更手続をしたとしているが、A市で申立人の国民年金被保険者名簿は確認できず、C市の国民年金索引簿に申立人の氏名は無い。

また、申立人がA市及びC市に在住していた期間について、社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿の調査を行ったが、いずれの期間においても、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで

私は、平成元年1月、A町の自宅から通勤していたB区のを会社を退職したため、かねて両親から成人となったら国民年金に加入するよう教えられていたことから、A町役場において自身の国民年金への加入手続を行った。その後、A町役場から郵送されてきた国民年金保険料納付書により、同役場収納窓口で月額1万円前後の保険料を納付し、その領収書を受領した。このため、この期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成元年1月にB区のを会社を退職し、A町役場で国民年金への加入手続を行い、その後、同町から送付された納付書により月額1万円前後の保険料を同役場収納窓口で納付し領収書を受領したとしているところ、A町によると、B区のを退職後、同町において国民年金の加入手続を行ったとすれば、既に交付された厚生年金保険の記号番号が記入された年金手帳の国民年金欄に、同町において払い出された国民年金手帳記号番号を記載することになっているとしているが、同欄の手帳記号番号は、申立人がその後に居住したC区において払い出されたものとなっている。

また、A町では、国民年金の加入手続の際、年金手帳の提出が無ければ新たに年金手帳を交付するとしているが、申立人は、現在所持している年金手帳しか無く、同町からこれと異なる年金手帳の交付を受けた記憶が無いとしていることから、申立人が同町において国民年金に加入したとする事情は見当たらない。

さらに、申立人は、社会保険事務所長あて国民年金保険料納付記録の照

会申出書の中で申立期間中の保険料月額を1万3,000円程度としており、その後、この月額を1万円前後に修正したが、当時の保険料月額は、7,700円である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）が無く、申立人がA町役場収納窓口で国民年金保険料を納付したとする事情はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から42年3月まで

私は、昭和36年4月又は5月ごろ、老後のことを考えて私が夫婦二人分の国民年金の加入手続のために改装中のA区のB出張所に行った。申立期間について、同出張所にて3か月ごとに私が子供をおぶって夫婦二人分の保険料を年金手帳に国民年金の印紙を貼って納付していたので未納とされているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年の4月又は5月ごろにA区のB出張所で夫婦二人分の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金手帳に印紙を貼って、同出張所において国民年金保険料を納付したとしているものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、42年7月に夫婦連番で払い出され、かつ、国民年金手帳が交付されたことが社会保険庁の記録より確認でき、手帳記号番号が払い出された時点では申立期間の一部は時効により納付できず、また、申立人が申立期間に保険料を納付したとすると、別の手帳記号番号が払い出されていたはずであるが、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するには、過年度又は特例納付によりまとめて納付することとなるが、申立人は数年分の保険料をまとめて納付した記憶は無いとしている上に、申立人の手帳記号番号と連番で払い出されているその夫の申立期間における保険料は大部分が未納となっている。

加えて、申立期間に保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたこ

とをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年6月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年6月から53年12月まで
昭和55年ごろ、A区役所より国民年金保険料をさかのぼって納付できる好機だからと加入及び保険料納付を勧められ、当時は未加入であったことから加入手続きし納付した。保険料の納付については妻が一括して納付したので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和55年にA区役所で国民年金保険料をさかのぼって納付できることを聞き、当時、申立人は国民年金に未加入であったことから、同年6月ごろ国民年金の加入手続き及び保険料の一括納付をしたと主張しているところ、A区の特例納付者リストによると、申立人が55年6月16日付で特例納付をしたことが確認できることから、申立人がさかのぼって保険料を納付したとの主張とは符合する。

一方、申立期間を含む55年度までの保険料を一括して納付するには、特例納付により納付済みとなっている48万8,000円(122か月分)に特例納付及び過年度納付分を加えた合計88万8,000円が必要となるものの、申立人及びその夫は納付したとする保険料額や納付方法等についての記憶が曖昧であり、申立期間の保険料を特例納付等によりさかのぼって納付したとする事情はうかがえない。

また、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書、預金通帳等)が無く、その納付状況は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から50年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、自宅に集金に来ていたA市役所の職員に妻が納付していた。当該期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A市職員の訪問集金により納付したとしているが、同市では、申立期間より以前の昭和45年4月に保険料の納付方式が印紙検認方式から納付書方式に切り替わっており、申立期間当時は、既に市職員による集金は行われておらず、申立人の記憶と相違していることから、申立期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年12月から平成元年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年12月から平成元年4月まで

申立期間については、昭和63年12月に会社を退職し、しばらく国民年金保険料を納付していなかったが、平成元年5月ころA社会保険事務所かB市役所に行って5か月分の保険料をまとめて納付した。領収書は失くしてしまって手元に無いが、確かに納付したので申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年12月に会社を退職し、平成元年5月ころにA社会保険事務所又はB市役所に行き、申立期間の5か月分の国民年金保険料をまとめて納付したと述べているが、当時は通常、社会保険事務所では過年度分（63年12月から元年3月分）の保険料を、市役所では現年度分（元年4月分）の保険料を収納しており、どちらか一方で5か月分の保険料を納付することはできず、記憶と相違している。

また、申立人は、その後、平成7年12月に2度目の会社を退職して国民年金に加入しているが、申立人の国民年金手帳記号番号からみると、申立人は8年5月ごろ初めて国民年金の加入手続をしたものと推定され、申立人が記憶している国民年金保険料額は7年12月から8年3月までの保険料額とおおむね一致することなどから、申立人は2度目の会社を退職して保険料を納付した時の記憶と混同している可能性がうかがえる。

さらに、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年3月までの期間、42年7月から47年3月までの期間及び51年4月から平成10年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月から39年3月まで
② 昭和42年7月から47年3月まで
③ 昭和51年4月から平成10年11月まで

元妻と一緒に国民年金に加入し、元妻が夫婦の国民年金保険料を納付していた。その後も、再婚した妻や姉が保険料を納付してくれており、自分でも納付した覚えがあるので、申立期間①、②及び③が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の元妻が国民年金の加入手続を行い、申立人の元妻や姉等が申立人の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立人の保険料を納付したとする元妻、姉等は既に他界しており、証言を得ることができず、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、自ら国民年金保険料を納付したこともあると述べているが、保険料の納付時期、納付場所、保険料額等の記憶は曖昧で、具体的な納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年4月から51年3月まで

A市役所から、国民年金保険料が未納で、このままでは年金がもらえなくなるとのはがきが届いたので、すぐに主人と一緒に市役所に行き、窓口で約35万円を納付した記憶がある。窓口の職員は女性で、職員の机のそばに行って話しをしたこと、2冊の貯金通帳からお金をおろして準備したことなどを覚えており、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所から、昭和48年から50年ころ国民年金保険料が未納であるとはがきが送付されたので、市役所窓口に出向き、約35万円を納付したとしているが、49年1月から50年12月までは第2回特例納付実施期間であるものの、申立人が保険料を納付した時期の記憶が曖昧で特定できない上、申立人が47年5月24日に国民年金の任意加入被保険者資格を喪失していることがA市の国民年金被保険者名簿及び申立人の国民年金手帳で確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間に当たり、市役所から国民年金保険料が未納であるとはがきが送付されたとする主張は不自然である。

また、申立期間のうち昭和47年4月分については、申立人は国民年金の任意加入被保険者であった期間であり、特例納付することはできない。

さらに、仮に、申立人が第2回特例納付を利用したとしても、申立人が納付したとする金額は、申立期間を特例納付した場合の保険料額と乖離している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から15年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から15年3月まで

国民年金保険料については、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和61年7月から62年1月まで7か月間納付している。その後、就職して厚生年金保険に加入したが、退職後の申立期間についても、国民年金保険料を納付していたと思うので、未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、厚生年金保険被保険者資格喪失後の昭和61年7月から62年1月まで7か月間の国民年金保険料を納付しているので、会社退職後の申立期間についても、国民年金保険料を納付しているはずであるとしているが、申立期間の国民年金の切替手続を行った時期、場所、国民年金保険料の納付方法、納付場所、保険料額等の具体的な記憶は無く、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は10年以上と長期間であり、申立期間当時、申立人は、A市及びB市に居住していたが、これらの市における納付記録は確認できず、申立期間以外にも未加入期間が散見される。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月及び同年5月の期間及び37年3月から47年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月及び同年5月
② 昭和37年3月から47年6月まで

申立期間①及び②については、従兄が経営するA等に勤めており、従兄が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も、私たち夫婦で納付するようになるまで、代わって納付してくれていた。これまで、2度ほど従兄から、国民年金に加入し、保険料を納付していたことを聞いており、申立期間①及び②が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②については、申立人の従兄が経営するA等に勤めており、従兄が夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も納付していたと主張しているが、申立人の従兄は、申立人夫婦の国民年金加入手続を行ったことは無く、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことは無いと述べており、申立人の主張と相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月ころB社会保険事務所から払い出されており、申立期間①の全期間及び申立期間②の大部分は時効で納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 10 月から 47 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月から 47 年 6 月まで

申立期間については、夫の従兄が国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料も私たち夫婦が納付するようになるまで、代わって納付してくれていた。これまで、2 度ほど夫の従兄から、国民年金に加入し、保険料を納付していたことを聞いており、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の夫の従兄が、申立人夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料も納付していたと主張しているが、申立人の夫の従兄は、申立人夫婦の国民年金加入手続を行ったことは無く、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付したことは無いと述べており、申立人の主張と相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 47 年 3 月ころ A 社会保険事務所から払い出されており、払出時期からすると申立期間の大部分は時効で納付することができず、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡はみられない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 3 月から 51 年 4 月まで
給与明細書は残っていないが、当該期間は株式会社 A に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社 A 在籍当時の業務内容に関する申立内容から、申立人は申立期間において申立に係る事業所に勤務していたことが推認できるものの、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料が無い。

また、株式会社 A の B 課によると、申立人の同社在籍記録が資料に無く確認できないとしており、厚生年金保険資格取得・喪失の両届出記録にも申立人の氏名は確認できないとしている。

さらに、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立期間中において、申立人の記載は無い。

加えて、雇用保険の同社加入歴も無く、同僚等の証言も得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年4月1日から24年1月1日まで
② 昭和24年5月20日から26年11月1日まで

A社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②の期間の記録が確認できないとの回答であった。

昭和23年4月1日に株式会社Bに就職して26年10月31日に退職するまで継続して勤務しており、加入期間が24年1月1日から同年5月20日までの4か月であるというのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時に株式会社Bに勤務していたことは、同僚紹介の結果及び周辺事情から確認できる。

しかし、株式会社Bは、平成元年2月全喪、6年2月解散、事業主は他界しており給与台帳その他の資料が無く、申立人の入社日及び退社日を特定できず、他の役員に照会したところ申立人の申立期間の勤務については不明だが、社会保険事務所への手続は勤務のとおり適正に処理したと回答していることから、申立人の申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたとの事実は確認できなかった。

また、株式会社Bは、昭和23年9月1日新適であり、申立人の申立期間のうち同年4月1日から同年9月1日までの期間は適用事業所でなかったことから未加入期間であり、同僚照会においても申立人の当該事業所の勤務期間についての記憶があいまいで、申立人の申立期間の勤務を特定することができなかった。

このほか、申立人の失業保険(現在は、雇用保険)の加入記録は保存され

ておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる
関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、
申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を
事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月 10 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 40 年 5 月 25 日から同年 12 月 1 日まで
③ 昭和 41 年 5 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
④ 昭和 41 年 9 月 23 日から 42 年 1 月 1 日まで

A 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①から④の記録が確認できないとの回答であった。

申立期間①、②及び③は、昭和 38 年 3 月に中学を卒業して、父が働いていた B 株式会社と一緒に働き、厚生年金保険と失業保険の保険料を給料から天引きされていたのを記憶している。

申立期間④も、株式会社 C で大みそかまで働き、年明けに父と一緒に D 市の E 株式会社へ出稼ぎに出た。同社では厚生年金保険の加入記録があることから申立期間①から④が未加入であるというのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間②、③及び④に B 株式会社及び株式会社 C に勤務していたことは、失業保険(現在は、雇用保険)の記録から確認できる。しかし、当該事業所の事業主照会では申立期間①、②及び③の B 株式会社は、昭和 61 年 3 月までは現場の作業員を失業保険には加入させたが健康保険及び厚生年金保険は加入させていなかったと回答しており、申立期間④の株式会社 C は、健康保険の記録は 47 年、厚生年金保険の記録は 48 年以前を保存しておらず申立期間④の勤務については不明であると回答していることから、申立期間①から④において厚生年金保険料を給与から控除していたとの事実は確認できなかった。

また、申立人は、申立期間の賃金その他の勤務条件を父が事業主と交渉

していたと述べているところ、父は昭和 35 年 10 月に国民年金保険に加入、申立期間①から④を含む 36 年 4 月から 49 年 3 月までの国民年金保険料を納付しており、申立人の申立期間①から④は 20 歳前であり、国民年金の被保険者資格がなかった。その後に勤務したD市のE株式会社では 42 年 1 月 17 日から同年 4 月 5 日までの期間を父と連番で厚生年金保険に加入していることから、申立人の申立期間は厚生年金保険に未加入であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年4月28日から38年9月1日まで
A社会保険事務所に、厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和31年4月28日から38年9月1日までの記録が確認できないとの回答であった。

昭和29年4月5日にB株式会社に就職して44年1月31日に退職するまで勤務し34、35年ころから印刷部門の責任者を勤めていたことから未加入となっているのは納得できない。調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にB株式会社に勤務していたことは、同僚照会の結果及び周辺事情から推認される。

しかし、当該事業所は、昭和47年6月全喪、52年11月解散、事業主は他界しており給与台帳その他の資料がないことから申立人が申立期間に継続して勤務したとの確認を得ることができず、他の役員も不明で照会できなかったことから、申立人の申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたとの事実は確認できなかった。

また、社会保険事務所に保存されている当該事業所の被保険者名簿によると、申立人は昭和31年4月28日資格喪失と記録されているが、社会保険事務所において記録が訂正されたとは認められず、申立人は、資格喪失の記憶が無く、33年ころに主要取引先が倒産した影響を受けて業績が悪化したことから給料の遅配や分割払いが始まり、Cの印刷工場でアルバイトしていたところを呼び戻されて勤務したと述べているが、申立人の妻は、38年4月に結婚した際に健康保険証がなかったので夫(申立人)に頼んで健

康保険に加入したことを記憶していると述べていることから、申立人の申立期間は、健康保険及び厚生年金保険に未加入であったと考えられる。

このほか、申立人の失業保険(現在は、雇用保険)の加入記録は保存されておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 6 月 1 日から 33 年 7 月 31 日まで

A株式会社を退職後、母の知人である切り花の先生からB株式会社C工場のD氏を紹介され、そのまま採用された。

当時私は、定時制の高校に通いながら、昼間は工場労働者として朝は8時から、夕方は4時半から5時ころまで働いていた。在職中、会社から渡された健康保険証でかかりつけのE医院やF医院等で受診した記憶がある。また会社から横約15センチ、縦約10センチくらいで白と緑の用紙の厚生年金保険の被保険者証を渡されたので社会保険には加入していたはずである。当該期間を、厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所での勤務に至る経緯や業務内容について、具体的に述べており、その内容は申立期間中勤務していたことがうかがえる。

また、申立人は、B株式会社C工場に勤務していたとしているものの、申立人が記憶している所在地や勤務時期などから申立てに係る事業所は、同社G工場であったと推認される。

しかし、同社はすでに合併して解散しており、資料等も残っておらず、申立人を採用したとされるD氏も既に他界している。

さらに申立人が記憶する同僚は、特定できないか若しくは死亡しており、申立人の当該事業所における勤務の実態を確認することができない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除が確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月1日から21年10月1日まで
昭和20年12月よりA市にあったB株式会社に勤務したが、社会保険庁の記録では、21年10月1日より社会保険に加入となっている。同社はかなりの大企業であり、社会保険に加入していなかったとは考えられない。また健康保険証も使用した記憶もある。
当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はB株式会社での勤務に至る経緯や業務状況について、具体的に述べており、申立期間中勤務していたことがうかがえる。

また、B株式会社の厚生年金保険新規適用年月日は、昭和21年10月1日であり、当時在籍していた申立人を含むすべての社員は、同日から厚生年金保険被保険者となっていたことが確認できるほか、B株式会社における厚生年金保険の適用及び保険料の控除の状況について、当時の同僚に照会したものの、これらを確認できる関連資料や証言を得ることはできなかった。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 5 月ころから 49 年 12 月ころまで
② 昭和 52 年 2 月ころから 55 年ころまで
③ 昭和 58 年ころから 59 年ころまで
④ 昭和 61 年から平成 3 年ころまで

申立期間①についてはA株式会社に、申立期間②はB株式会社に、申立期間③は株式会社Cに、申立期間④はD株式会社にそれぞれ勤務し、いずれも厚生年金保険に加入していた。社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者期間としての該当記録がないとの回答を受けたが、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はE市内にあったA株式会社に勤務していた旨申し立てているが、社会保険庁の記録によると、同社の厚生年金保険の新規適用は昭和 57 年 4 月 5 日であり、申立期間が同社の厚生年金保険の新規適用時期以前であることが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿で資格取得者全員の氏名を確認したが、その中に申立人の記録は無く、また、同名簿の整理番号は連番で欠番が無いことが確認できる。その他、申立人の記憶している唯一の同僚の氏名についても同名簿で確認したが、その中に記録は確認できなかった。

2 申立期間②について、申立人はF市内にあったB株式会社に勤務していた旨申し立てているが、管轄法務局に、同市内において同名の事業所が存在する法人の商業登記の記録があり、場所と業務内容も申立

てと一致するものの、社会保険庁が保管する厚生年金保険事業所名簿に同社の記録は無い。

また、G市役所に申立人の国民健康保険の記録を照会したところ、昭和52年1月27日に加入し、昭和59年4月1日に喪失しているとの回答があり、申立期間と重複していることが確認できる。

- 3 申立期間③について、G市内にあった株式会社Cに勤務していたと申し立てしているところであるが、元取締役営業部長の証言により、申立人は勤務していたことはうかがえる。

また、事業主に申立期間当時の同社の厚生年金保険の適用について照会したところ、同社は社会保険の適用を受けていなかった旨の回答があり、新規適用の届出及びそれに伴う厚生年金保険料の納付もしていないとの回答があったほか、上記2項と同様に、申立人の国民健康保険加入期間とも重複していることが確認できる。

- 4 申立期間④について、申立人は、G市内にあったD株式会社に勤務していた旨申し立てしているが、事業主に申立期間当時の同社の厚生年金保険の適用について照会したところ、同社は社会保険の適用を受けていなかった旨の回答があり、新規適用の届出及びそれに伴う厚生年金保険料の納付もしていないとの回答があった。

- 5 このほか、申立期間①、②、③及び④において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和23年1月ころから同年12月ころまで
② 昭和24年3月ころから25年12月ころまで
③ 昭和31年10月ころから47年3月ころまで
④ 昭和44年4月ころから48年5月ころまで
⑤ 昭和53年ころから54年ころ

申立期間①についてはA店に、申立期間②はB株式会社の工場に、申立期間③はC社に、申立期間④はD社の工場に、申立期間⑤はE社にそれぞれ勤務し、いずれも厚生年金保険に加入していたはずである。社会保険庁の記録では、厚生年金保険被保険者期間としての記録がないとの回答を得たが、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人はF区内にあったA店に勤務していた旨申し立てているが、社会保険庁の記録には厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないほか、管轄法務局で法人の商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主の氏名について記憶しているのは姓のみであり、同僚の氏名は記憶にないことから、事業主及び同僚から同事業所の状況、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人はF区内にあったB株式会社の工場に勤務していた旨申し立てているが、管轄法務局で法人の商業登記の記録が確認できないほか、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金

保険被保険者名簿で、厚生年金保険の新規適用日以降の申立期間に資格を取得した者を調査したが、その中に申立人の記録は無く、同名簿の整理番号は連番で欠落は無かった。

また、事業主は既に死亡しており、事業所も全喪していることから、申立人の厚生年金保険の資格取得の届出及び厚生年金保険料を納付したか否かは確認できない。

- 3 申立期間③について、G区内にあったC社に勤務していたと申し立てているが、社会保険庁の記録には同区内において厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できないほか、管轄法務局に照会した法人の商業登記の記録も確認できない。

また、申立人は、事業主の氏名について記憶しているのは姓のみであり、同僚の氏名は記憶にないことから、事業主及び同僚から同事業所の状況、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除の状況等について確認することができないほか、申立人は当時の勤務状況について、不定期であり、かつアルバイトだったと証言している。

さらに、C社の現事業主である株式会社H社に照会したところ、I地にある本社を除き、申立期間当時のC社の全国にある販売会社は、すべて個人事業主との委託契約であるとの回答を得ている。

- 4 申立期間④について、申立人は、F区内にあったD社株式会社の工場に勤務していた旨申し立てているが、事業主によると、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の適用について、被保険者資格取得届及び厚生年金保険料の納付は共に不明であるとしているほか、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では申立期間前後に資格を取得した者の中に申立人の記録は無く、同名簿の整理番号は連番で欠落は無かった。

また、申立人は当時の勤務状況について、アルバイトだったと証言している。

- 5 申立期間⑤について、J市にあるE社株式会社に勤務していた旨申し立てているが、E社株式会社の事業主によると、K市内で事業所を設立し、その後、現在の所在地であるL市内に移転し現在に至っているとおり、J市内に事業所を設置したことがないと回答している。

また、事業所の所在地が申立内容と一致するM株式会社の事業主は、申立期間当時の申立人の厚生年金保険の適用について、被保険者資格取得届及び厚生年金保険料の納付は共に不明であると回答しているほか、社会保険事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿で

は、申立期間前後に資格を取得した者の中に申立人の記録は無く、同名簿の整理番号は連番で欠落が無かった。

さらに、事業所の所在地が申立内容に該当する株式会社Eの事業主によると、会社設立は申立期間後であるとしているほか、厚生年金保険の新規適用は平成7年12月20日であることが確認できる。

- 6 このほか、申立期間①、②、③、④及び⑤において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は確認できない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年6月1日まで

A社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、昭和26年4月1日から27年6月1日までの記録が確認できないとの回答であった。

昭和26年4月1日B株式会社に入社して同社C支店に配属になった。同年12月に研修のためD地へ異動して、27年5月末に退職するまで継続して勤務していることから、申立期間が未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間にB株式会社C支店に配属され、E工事に勤務し、D地ではF及びGの建設現場に勤務したことは同僚照会により確認され、申立人と同期入社で同社のD地本社に勤務した同僚は、入社した年度の昭和26年5月1日から厚生年金保険の資格を取得しており、申立人の最初の被保険者資格取得原因欄に「2(再取得)」と記載されている。

しかし、B株式会社は、昭和37年2月全喪、43年3月解散しており、当時の事業主は他界、給与台帳その他の資料は無く他の役員も他界しており、申立人の申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していたとの事実は確認できなかった。

また、申立人が申立期間に勤務したとするB株式会社C支店は、昭和28年6月1日に新規適用届出をしていることから、申立期間は適用事業所となっておらず、同支店勤務者の28年6月1日以前の厚生年金保険の加入記録は無く、同支店次長であった申立人の上司は、同社F支店へ転勤後の27年6月1日から厚生年金保険に加入していることから、申立人の申立期

間は厚生年金保険に未加入であったと推認される。

このほか、申立人の最初の被保険者記録に記載されている事業所の厚生年金保険被保険者 30 名及びB株式会社の厚生年金保険被保険者 51 名を調査したが、被保険者記録の最初の資格取得の原因欄はすべて「1(新規取得)」であったことから、申立人の資格取得原因欄の「2(再取得)」は社会保険事務所における転記ミスであったと考えられ、申立人の申立期間の失業保険(現在は、雇用保険)の加入記録は保存されておらず、ほかに申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 1 月 17 日から同年 8 月 29 日まで
② 昭和 47 年 8 月 29 日から 48 年 11 月 28 日まで

A 社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①及び②の記録が確認できないとの回答であった。

申立期間①は、B 株式会社にて運転手で勤務して給与から厚生年金保険料を控除されていたことを覚えている。申立期間②の C 株式会社でも運転手として勤務しており、厚生年金保険料を控除されていたはずであり未加入というのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間①及び②に B 株式会社及び C 株式会社にて勤務していたことは、D の登録原簿及び雇用保険の記録から確認できる。

しかし、当該事業所の事業主照会によると申立期間①の B 株式会社は、申立人からの厚生年金保険料の控除及び社会保険事務所への届出等について、保存されている記録からは確認できなかったとしており、申立期間②の C 株式会社の厚生年金保険の届出等の人事管理を一括処理している親会社の E 株式会社によると、在籍記録が保存されておらず確認できなかったとしており、申立人の申立期間①及び②の厚生年金保険料を給与から控除していたとの事実は確認できなかった。

また、申立人の申立期間①に B 株式会社にて勤務して一緒に申立期間②の C 株式会社へ勤務したと述べている同僚の、B 株式会社及び C 株式会社の被保険者記録は見当たらず、申立期間②の C 株式会社にて一緒に勤務したと述べている同僚 2 名の、C 株式会社の被保険者記録も見当たらなかった。申立期間①の B 株式会社にて勤務した 13 名及び申立期間②の C 株

式会社に勤務した 14 名に同僚照会をしたところ、それぞれ 7 名及び 5 名から回答があり、申立人の申立期間①及び②の勤務について、不明あるいは覚えていないと回答していることから、申立人の申立期間の厚生年金保険への加入の有無について確認できなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 8 月 5 日から同年 9 月 5 日まで
② 昭和 36 年 10 月 31 日から同年 11 月 2 日まで

昭和 36 年 8 月 5 日に A に乗組員として乗船した。出航準備をし、同年 8 月 10 日に B 港を出港して C に向かい、漁をして、11 月 2 日に下船した。

船員保険の記録は、1 か月となっているが 1 か月では C には行くことができない。船員保険の加入期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の船員保険被保険者名簿に基づき、当時 A に一緒に乗船していた当時の同僚に照会したところ、申立人が同船に乗船していたとの証言が得られ、申立人が同船に乗船していたことがうかがわれる。

しかし、A を保有していた船舶所有者である D 株式会社は、平成 12 年 3 月 31 日に全喪しており、船員名簿、航海日誌等の資料は見当たらず、申立人も船員手帳を所持していないため、申立人の同船における乗船日及び下船日を確認することはできなかった。

また、申立期間①及び②に係る A における申立人の記録は、社会保険庁の船員保険被保険者名簿では、昭和 36 年 9 月 5 日資格取得、同年 10 月 31 日資格喪失と記載されている。

このほか、申立期間に係る事業主による申立人の船員保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 7 月 10 日から 23 年 2 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間の照会を A 社会保険事務所へ提出したところ、昭和 21 年 7 月 10 日から 23 年 2 月 1 日までの期間は加入記録がないという回答をもらった。この期間は間違いなく B 株式会社 C に在籍し、勤務していたので厚生年金保険の被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中である昭和 22 年 1 月 1 日付けの B 株式会社発行の昇給辞令を所持しており、また、申立事業所である同社 C での業務内容及び同僚の氏名についても具体的に述べており、その同僚の証言及び所持していた当該事業所において組織されていた親睦会の名簿にも、申立事業所名及び申立人の氏名が記載されていることなどから、申立期間中に当該事業所で勤務していたことが推認される。

しかし、B 株式会社 C に係る厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、健康保険記号番号の欠番も見当たらず、また、その周辺の D 所及び E 所の被保険者名簿を確認したが、いずれにおいても申立期間中における申立人の氏名は見当たらなかった。

さらに、給与から厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず、B 株式会社にも昭和 18 年から 23 年までの資料が残っていないため、申立てに係る事実を確認することはできなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年4月1日から25年1月5日まで
② 昭和25年11月30日から26年5月1日まで
③ 昭和27年8月25日から29年10月1日まで

昭和22年から29年までの加入期間を照会したところ、25年1月5日から同年11月29日までと26年5月1日から27年8月24日までの合計25か月のみの加入していた事実しかないとの回答を得た。証拠となるものは無いが、実際には7年7か月間名称は何度か変わったが同じ場所にあったA株式会社及びB株式会社に勤務していたので、調査し、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和22年4月1日から24年12月1日までの期間については、申立人が住み込みで働いていたことや当時の仕事内容を憶えていることからA株式会社に勤務していたことはいかがえるが、社会保険事務所が保管する厚生年金保険被保険者名簿により同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であることが確認できる。

また、昭和24年12月1日から25年1月5日までの期間については、同僚の証言により申立人が同社に継続して勤務していたことはいかがえるが、同名簿により申立人の厚生年金保険の資格取得日の前であることが確認できる上、申立人が申立期間①に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、同社は既に全喪しており、事業主も亡くなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間②については、同僚の証言により申立人が昭和26年5月1

日まで同社に継続して勤務していたことがうかがえるが、同名簿により、25年11月30日に申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのが確認できる上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、同社は既に全喪しており、事業主も亡くなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

申立期間③については、同僚の証言により申立人が継続してB株式会社に勤務していたことがうかがえるが、社会保険事務所が保管する同社の厚生年金保険被保険者名簿により昭和27年8月25日に申立人は厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているのが確認できる上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、同社は既に全喪しており、事業主も亡くなっていることから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

4 埼玉厚生年金 事案 774

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、申立事業所における厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 1 月から 51 年 7 月まで
② 昭和 51 年 12 月

株式会社Aに昭和 50 年 1 月に入社し、途中、株式会社Bに 51 年 3 月から 6 月までの 4 か月、株式会社C（その後、株式会社D）に同年 7 月から 12 月までの 6 か月間出向しているが、退職した 51 年 12 月まで一貫して株式会社Aに籍を置いて勤務していた。

しかしながら、社会保険庁に厚生年金保険の記録を照会したところ、株式会社Aにおいて昭和 51 年 8 月 26 日に被保険者資格を取得し、同年 12 月 3 日に資格を喪失した記録のみしか確認できなかった。

出向していた期間も含め、一貫して株式会社Aに籍を置き勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 50 年 2 月 20 日から 51 年 12 月 2 日までの期間について株式会社Aに勤務していたことが確認できるが、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間における申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、出向先での被保険者資格取得の可能性が否定できないことから、申立人の出向先における厚生年金保険の記録について確認したところ、社会保険事務所が保管する被保険者原票により、①申立人が昭和51年3月から同年6月まで出向していたと主張している株式会社Bについては、申立

人は、同社が厚生年金保険の適用事業所となった51年7月1日付けで被保険者資格を取得し、同年7月8日に資格を喪失したこと、②申立人が昭和51年7月から同年12月まで出向していたと主張している株式会社Cは、申立期間以降の53年2月7日に厚生年金保険の適用事業所となっていることがそれぞれ確認できる。

このほか、上述した3つの事業所は既に全喪しており、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 9 月から 40 年 4 月 30 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA局に勤務しB業務に従事していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の勤務実態に関する申立人の申立内容により、申立人がA局に勤務していたことはうかがえるが、社会保険庁の記録により、当該事業所の厚生年金保険の適用事業所としての記録が確認できない。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、B業務を継承したC社に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 25 日から 33 年 5 月まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時はA株式会社（現在は、B株式会社。）に勤務しており、同社を退職後直ぐ公務員になっているので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び当時の勤務実態に関する申立内容により、申立人がA株式会社に勤務していたことはうかがえるが、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人は、昭和 32 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年 5 月 25 日に資格を喪失しており、それらに訂正の痕跡が無いこと、また、申立期間における申立人の記録（氏名並びに標準報酬月額の時決定及び健康保険証の更新の記録など）の無いことが確認できる。

なお、申立人と同期入社で申立人が主張する退職月である昭和 33 年 5 月より数か月前に退職した複数の同僚については、上記被保険者名簿により、32 年 8 月 1 日現在の被保険者に対して行われる標準報酬月額の定時決定の記録及び健康保険証の更新が行われている旨の記録を確認できる。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存されておらず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月から 40 年 6 月 22 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時は昭和 39 年に A 株式会社に入社し、外国人への対応研修を受けたり、事故にあって入院したこと等を記憶しており、同社での雇用保険の記録も有るので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 39 年 10 月 10 日から A 株式会社に勤務したことが確認できるが、社会保険事務所が保管する同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間において申立人の記録が無く、健康保険の整理番号も連番で欠番の無いことが確認できる。

また、A 株式会社が保存していた「健康保険被保険者資格取得届」並びに「健康保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」の控えにより、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和 40 年 6 月 22 日であることが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、事業主は、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保存しておらず、申立内容に係る同僚の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月21日から35年8月18日まで
② 昭和36年1月10日から38年3月29日まで
③ 昭和38年5月18日から39年10月21日まで
④ 昭和39年11月10日から42年1月21日まで

上記の4社について脱退手当金を請求したことになっているが、請求した記憶がない。この記録に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、最後に勤務していた株式会社Aの厚生年金保険健康保険被保険者名簿の申立人の氏名は、旧姓から新姓に変更されており、名簿の申立人の欄に「42. 8. 23」の記載があることから、昭和42年8月23日頃に氏名変更の手続が行われたと考えられ、申立期間の脱退手当金は、株式会社Aの厚生年金被保険者資格喪失後から約8か月後の同年9月12日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間の脱退手当金について、過去に厚生年金保険被保険者としての期間のある4事業所全てについて請求されていること、被保険者名簿に脱退手当金の支給手続を行った際に押印する「脱」印があること及び支給額に計算上の誤りがないことなどから、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人に照会しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情はない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月 1 日から 43 年 3 月 24 日まで
年金相談センターで、脱退手当金が受給済みであると言われたが、当時は結婚・子育て後に仕事に出たいと考えていた。昭和 50 年 10 月に、A 市役所で厚生年金保険が継続できることを確認して、国民年金に任意加入した。年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 29 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 1 月 4 日から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 38 年 2 月 1 日から 43 年 3 月 21 日まで

社会保険事務所から、脱退手当金の支給を受けている旨の回答をもらったが、脱退手当金の請求をしておらず、受け取ったこともない。年金の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約 2 か月後の昭和 43 年 5 月 15 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても請求・受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

埼玉厚生年金 事案781

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない、

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月1日から同年7月21日まで
② 昭和37年8月4日から41年9月28日まで
③ 昭和41年10月19日から43年5月16日まで

A株式会社を退職した日に、会社から約3万円の脱退手当金の支給を受けたが、母に脱退しないほうがいいと言われ、その後、B社会保険事務所に出向き脱退手当金の返還をしたので、被保険者記録が訂正されていると思っていた。60歳になった時に、71か月分の被保険者記録が無いことに気付き、申し立てたが、社会保険事務所で受付けてもらえなかった。引っ越し等により証明する資料等が無いが、返還したことに間違いはないので、申立期間の記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人はA株式会社を退職したその日に、会社から渡された脱退手当金を一旦受け取ったが、思い直し、数日後社会保険事務所に行き、約3万円の脱退手当金を返納したと記憶しているところ、C社会保険事務所は、厚生年金保険被保険者が脱退手当金受領後に、受領した脱退手当金を返納することは制度上不可能であると説明している上、厚生年金保険資格喪失日から約2か月後の昭和43年7月16日に支給決定されるなど、社会保険庁の一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、仮にA株式会社が発立人の退職時に脱退手当金を立て替えて支給したとも考え得るところ、C社会保険事務所の説明によれば、厚生年金保険被保険者が複数の事業所に勤務していた場合、脱退手当金を請求する最後の事業所が脱退手当金の支給額を知り得るのは、社会保険庁の

支給決定日以降であるとしており、A株式会社が申立人の退職日以前に申立期間①及び②における事業所の脱退手当金支給額を正確に知り得ていたとは考え難い。

さらに、申立人が脱退手当金を社会保険事務所に返納した事実を確認できる関連資料は無く、それをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 6 月 1 日から 36 年 5 月 8 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

社会保険庁の記録では、株式会社 A と B 株式会社（現在は、C 株式会社。）の厚生年金被保険者期間が脱退手当金として支給済みであるといわれた。受け取った記憶は無いので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の最終勤務事業所の B 株式会社の被保険者名簿には、脱退手当金が支給されたことを意味する表示が記されているとともに、昭和 41 年 6 月 30 日に厚生年金保険被保険者手帳記号番号の重複取消処理がされているのは、申立期間の脱退手当金が 41 年 9 月 5 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複取消処理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立人が受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人の申立期間②における標準報酬月額については、訂正する必要は認められない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 12 月 20 日から 54 年 10 月 31 日まで
② 昭和 53 年 10 月 2 日から同年 12 月 20 日まで

社会保険庁の記録では、A株式会社での厚生年金保険の資格喪失日が昭和 53 年 12 月 20 日となっているが、実際は同社を退職した後も同社が保険料を納付していたとのことであるので、資格喪失日を 54 年 10 月 31 日に訂正してほしい。

また、昭和 53 年 10 月 2 日から同年 12 月 20 日の期間については、A株式会社とBセンターの被保険者期間が重複している場合は、標準報酬月額を合算することになるので、合算標準報酬月額を 32 万円から 33 万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人は、申立期間①について、A株式会社には昭和 53 年 9 月末から入社しておらず事実上退職していたが、退職後も同社が厚生年金保険料を納付していたので、厚生年金保険の資格喪失日とされている 53 年 12 月 20 日を 54 年 10 月 31 日に訂正するよう主張しているが、社会保険事務所が保管する同社の事業所別被保険者名簿により、申立人が退職した後の同年 12 月 20 日までの期間について、同社は申立人の被保険者期間として継続していることから、申立てに至った事情を裏付ける記録となっているものの、申立人の資格喪失日は 53 年 12 月 20 日となっていることが確認できる。

また、申立人の申立期間について、A株式会社では当時の給与関係資料を処分しているため、申立人に係る厚生年金保険の資格取得、喪失届出及び保険料の控除の事実を確認できないとしている。

さらに、同僚照会によると、申立人がA株式会社に勤務していたことを記憶しているとするものもみられるが、申立期間について申立人が退職後も引き続き同社が厚生年金保険料を納付していたとする証言を得るには至らず、他に申立てに係る事実を確認することができる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②について

申立人は、申立期間②について、昭和53年10月から同年12月20日までのA株式会社における標準報酬月額15万円と53年10月2日から同年12月20日までのBセンターにおける標準報酬月額18万円については、この期間の標準報酬月額は合算することとされているので、社会保険庁の記録である合算標準報酬月額32万円を33万円に訂正するよう主張しており、社会保険事務所が保管するA株式会社（C社会保険事務所管轄）の事業所別被保険者名簿により、昭和53年10月から同年12月20日までの標準報酬月額が15万円、同様にBセンター（D社会保険事務所管轄）の53年10月2日から54年6月31日までの標準報酬月額が18万円であることが確認できるとともに、社会保険庁のオンライン記録により、申立期間について、両社からそれぞれに前述の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主から社会保険事務所に納付されていたことが確認できるが、当時の厚生年金保険制度上、51年8月から55年9月の間の標準報酬月額の最高限度額は36等級32万円とされており、最高限度額以上の標準報酬月額に訂正することはできない。

なお、申立人は、2以上の事業所に勤務する場合は「健康保険・厚生年金保険被保険者所属選択・二以上事業所勤務届」を社会保険事務所に提出しなければならないところ、A株式会社を退職後も同社が厚生年金保険被保険者として保険料を納付していたことを知ったのは昭和54年9月か10月ころとし、その間は給与を受けていないと述べていることから、当該届出書を社会保険事務所に提出していないことが推認でき、当時の社会保険事務所の事務手続に誤りはない。

これらの事実及びこれまでに収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間②における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

なお、申立人は、申立期間②について、「合算すると 33 万円であり、その分だけ保険料を徴収されているため、この期間について 33 万円で年金計算ができないのであれば、とりすぎた保険料を返してほしい」と主張しているが、このような不服に係る認定事務は年金記録確認第三者委員会が行うものではない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月ころから昭和 33 年 3 月ころまで
私は昭和 31 年ころA市のB所に就職し、最初の3か月は見習いであったが、3か月たって給料明細書の中で、健康保険料、厚生年金保険料、所得税等を引かれていたのを覚えており、また、健康保険証を受け取り、それで病院にもかかったことの記憶があるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人がB所に在籍していたことは、元同僚の証言により推認できるものの、同事業所の元事業主は、申立人の厚生年金保険について、申立てどおりの資格取得、資格喪失に関する届出及び保険料の納付については不明としており、確認ができない。

また、B所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できない上、同名簿の健康保険の番号欄に欠番は無い。

さらに、申立人が挙げている申立期間当時の同僚のうち、上記被保険者名簿で確認できない者が2名おり、また同僚照会した6名によれば、入社と同時及び元事業所の厚生年金保険の新規適用年月日と同時に資格取得をしている者4名、入社から1、2年後に資格取得をしている者2名と、当該事業所の被保険者の加入状況は一律ではなかったことが推認される。

加えて、申立人に係る給与からの厚生年金保険料控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 12 月 1 日から 48 年 3 月 1 日まで
② 昭和 50 年 1 月 11 日から同年 5 月 1 日まで
③ 昭和 50 年 5 月 1 日から 51 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 6 月 1 日から 48 年 2 月 28 日まで A 所に勤務し厚生年金保険に加入した。その後、昭和 48 年 3 月 1 日から 50 年 4 月 30 日まで B 株式会社に勤務し厚生年金保険に加入した。また、昭和 50 年 5 月 1 日には C 株式会社を設立と同時に厚生年金保険に加入した。申立期間①から③までについて、厚生年金保険の被保険者記録が確認できなかった。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について

申立人が A 所に勤務していたことは、元同僚の証言、社会保険庁のオンライン記録及び雇用保険の記録で確認できるものの、申立期間①については、雇用保険の記録も確認できず元同僚の証言も得られなかった。同社は既に全喪しており、事業主から申立てどおりの資格の取得、喪失の届出がなされたことが確認できない。

また、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番もないことが確認できる。

さらに、申立期間①について、申立人に係る給与からの厚生年金保険料控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②について

申立人がB株式会社に勤務していたことは、元同僚の証言、社会保険庁のオンライン記録及び雇用保険の記録で確認できるものの、申立期間②については、雇用保険の記録も確認できず、同社は既に全喪しており、元事業主も死亡していることから証言を得ることができない。

また、社会保険事務所が保管している同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間当時に申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番もないことが確認できる。

さらに、申立期間②について、申立人に係る給与からの厚生年金保険料控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③について

申立人は、昭和 50 年 5 月 1 日にC株式会社設立と同時に社会保険に加入したと主張しているところ、同社の閉鎖登記簿謄本により会社成立の年月日は 50 年 5 月 1 日、代表取締役は申立人と確認できる。

また、同社の厚生年金保険の適用年月日については、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿により昭和 51 年 8 月 1 日であり、同日付けで申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 3 月 1 日から同年 10 月 1 日まで
② 昭和 48 年 3 月 1 日から 49 年 11 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①にA所に勤務していた期間及び申立期間②にB所に勤務していた期間が厚生年金保険に未加入となっていた。当該期間において厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、A所の所在地や業務内容を記憶しており、申立人が同所に勤務していたことはうかがえるものの、社会保険庁の適用事業所名簿で、同所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、元事業主に照会したところ、申立人が申立期間①に在籍していたかについては記憶が無く、当時は従業員数が5人未満であったため、適用事業所ではなかったと回答している。

また、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料も無い。

2 申立期間②について、申立人は、B所の事業主名や仕事内容を記憶しており、申立人が同所に勤務していたことはうかがえるが、社会保険庁の適用事業所名簿で、同所が厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できない。

また、商業・法人登記簿でB所の所在を確認できない等、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関係資料も無い。

- 3 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 4 月から 34 年 5 月末まで
② 昭和 34 年 8 月 1 日から 35 年 1 月 15 日まで
③ 昭和 35 年 3 月 1 日から 36 年 2 月 26 日まで
④ 昭和 36 年 3 月 1 日から 37 年 3 月末まで
⑤ 昭和 38 年 10 月 8 日から同年 12 月 1 日まで
⑥ 昭和 39 年 10 月 2 日から同年 11 月 2 日まで
⑦ 昭和 40 年 5 月 3 日から同年 9 月 26 日まで

申立期間①当時はA株式会社に、申立期間②当時は有限会社Bに、申立期間③当時は有限会社Cに、申立期間④当時は有限会社Dに、申立期間⑤当時は株式会社Eに、申立期間⑥及び⑦当時はF株式会社に勤務しており、保険料は給与控除されていたと記憶しているので、厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人提出の写真などから、申立人が申立期間①、③及び④に係る事業所に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、申立期間①については、社会保険事務所が保管するA株式会社に係る事業所別被保険者名簿に申立人の氏名は見当たらず、同名簿において申立期間の健保証の番号欄に欠番も無い。

また、申立期間③については、申立ての有限会社Cは厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、申立人が説明する住所及び同僚名が記載された社会保険事務所が保管するC店に係る事業所別被保険者名簿によると同店が厚生年金保険の適用事業所となったのは申立期間以降の昭和 37 年 9 月 1 日であり、社会保険庁のオンライン

記録によると、申立人が同僚として挙げた2名は同日に被保険者資格を取得している。

さらに、申立期間④については、申立ての有限会社Dが適用事業所であるとの記録は確認できない。

2 申立期間②及び⑤については、社会保険事務所が保管する有限会社B及び株式会社Eに係る事業所別被保険者名簿に記載の申立人の被保険者資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録と一致する上、両事業所に係る同名簿において申立期間の健保証の番号欄に欠番は無い。

3 申立期間⑥及び⑦についても、社会保険事務所が保管するF株式会社に係る事業所別被保険者名簿に記載の申立人の被保険者資格取得日及び喪失日は社会保険庁のオンライン記録と一致する上、申立期間⑥及び⑦の健保証の番号欄に欠番は無い。

なお、雇用保険の記録によると、F株式会社での申立人の雇用保険被保険者資格取得日は昭和39年11月2日で、離職日は40年5月3日となっており、社会保険庁のオンライン記録とほぼ一致する。

4 申立期間①から⑦については、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 1 日から同年 8 月 21 日まで
A 株式会社に勤務した昭和 52 年 6 月から 60 年 9 月までの期間のうち、申立期間を含む 52 年 7 月から 60 年 6 月まで海外の子会社に出向していた。申立期間も給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録及びA株式会社の社内履歴証明書により、申立人が申立期間当時、同社に在籍していたことは確認できるものの、社会保険事務所が保管する同社に係る被保険者原票及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載された資格取得日及び資格喪失日は、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

また、A 株式会社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書によると、社会保険庁のオンライン記録と同じ昭和 58 年 8 月 21 日に被保険者資格を取得している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。